

いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係(学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、何らかの関係がある児童を指す)にある児童が行う心理的または、物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

次の要件が満たされている場合はいじめとして対応する。

- (1) 一定の人間関係にあること(学校外の塾やスポーツ少年団なども含めて)
- (2) 心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット上のものも含めて)
- (3) 行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じていること

いじめの解消とは

- (1) いじめに係わる行為が止んでいること(相当の期間3ヶ月を目安)
- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

※2つの要件が満たされた場合に解消となる

(平成30年2月 北海道いじめ防止基本方針のポイント)

1 いじめについての基本的考え

(1) いじめの解消に向けて

「いじめ」は決して許されることではなく、どの学校でも、どの子どもにもおこりうるものであり、その解消及び未然防止に向けて一丸となって取り組んでいく。

(2) 問題発生時と未然防止の指導及び組織

「いじめ」発生時には、何よりも被害者を守るという意識に立ち、加害者に対しても自らの行動を振り返らせ、「豊かな人間関係」や「健やかな心の育成」を図るため、粘り強く教育的指導を行う。また、「児童支援委員会(いじめ防止対策)」を組織するとともに、プライバシーに配慮しながら、校内体制はもとより教育委員会との情報共有を速やかに行う。

「児童支援委員会(いじめ防止対策)」の構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導部長・養護教諭・特別支援コーディネーター
当該学年の学年主任・当該児童の担任・関係職員
スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等

(3) 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を理解してもらうため、学校HPや学校だより等を利用して公表し、適宜、情報発信を行う。また、必要に応じて、意識啓発のための取組や意見聴取のための取組を企画する。

2 いじめへの取組

(1) いじめの未然防止 ～「いじめはどんなことがあってもゆるさない 100%」に向けて～

① 学級、学年、ブロックでの取組

- ・教師による日常の観察(朝の出席確認等)をする。
- ・自己有用感が得られる学級づくりを行う。
- ・学級の実態に合わせて、家庭学習ノートや学級日誌等を活用する。
- ・児童との面談(定期的、臨時的)を行う。
- ・年間計画に位置つけた道徳の時間や学級活動等において「自他の生命」を大切にする指導や、多様な価値観・異文化などを理解させる指導の充実を図る。
- ・児童の人間関係を客観的に捉えるため、子ども理解支援ツール「ほっと」や「アセス」等を活用する。
- ・学年集会や異学年集会、あるいはブロック集会などを活用し、児童の仲間意識を高める。

② 児童会の取組

- ・児童自らが行動する意識を高める工夫を行い、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へ積極的に参加する。
- ・「笑顔の星空・木」や「お悩みBOX」の取組等、創意に溢れたいじめ撲滅の取組を充実させる。

③ 全校の取組

- ・校内研修や職員会議において、いじめに関する各種資料をもとに全教職員が危機感を共有する。

- ・小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築するとともに「つく指導」に心がける。
- ・子どもの居場所づくり、絆づくりをすすめ、いじめが起きにくい環境をつくる
- ・すべての児童が授業場面で活躍できるための授業改善に心がけ、学力向上やいじめ未然防止の観点から児童一人一人が授業において生かされる指導に努める。
- ・学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、学校として定期的な意識向上を図るとともに、取組の不断の見直しを行う。

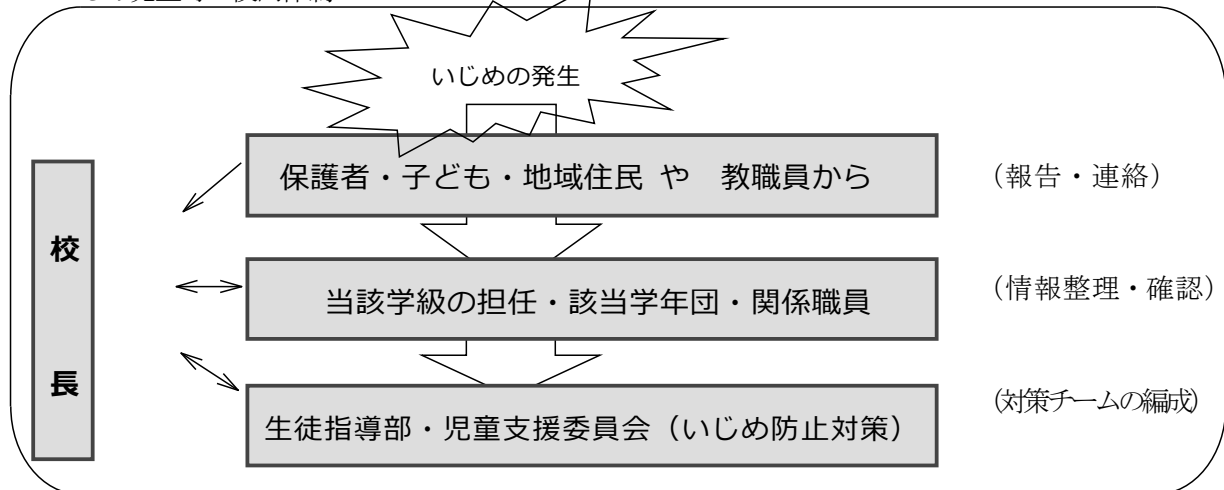
(2) いじめの早期発見

- ①北海道教育委員会のアンケート調査に加え、本市独自のアンケート調査を実施する。また、本校の実態に合った「心のアンケート」を実施し、年間を通し実態把握に努める。
- ②アンケート調査の結果については、担任だけではなく、児童支援委員会や職員会議等において全教職員で共有する。
- ③保護者や地域徒の信頼関係を密にし、いじめに対する情報提供及び、生活の変化を見逃さない啓発を行う。
- ④教職員以外の「心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー」等のいじめ相談電話、いじめ相談窓口等について児童や保護者への周知に努める。
- ⑤入学時における情報共有、中学校への確実な引き継ぎなどエリア全体でいじめ未然防止に向けて連携して取り組みを進める。

(3) いじめ発生時

- ①いじめを認知した場合は、速やかに「児童支援委員会（いじめ防止対策）」を開催する。
- ②事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施する。
取り組みに関しての記録化を行う。
- ③いじめを受けた児童への教育的配慮を行う。（学習サポートの実施や心理カウンセリング等）
- ④いじめを行った児童に対しては、複数の教師による意図的計画的な指導を行う。
道徳の時間等において、傍観者となり得る児童に対して学級全体指導を行う。
- ⑤いじめを行った児童の保護者に対しては、いじめの定義を含め学校の指導に対して理解を得るとともに、家庭における指導に対する助言を行う。
- ⑥いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取り組み状況について、適切に情報提供を行う。
- ⑦犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関(警察等)と組織的に対応する体制を取る。

3 いじめ発生時の校内体制



＝重大・緊急いじめ対応＝

- 児童支援委員会（いじめ防止対策）…情報収集（アンケート、聞き取り等）
指導体制の確認（チーム編成、指導方針の決定）
関係機関との連携（市教委・警察・児相等）
心のケア（スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー
心の教室相談員、市教委教育相談員等）

- 緊急職員会議…情報の共有、共通認識・共通対応、組織的支援

4 いじめ未然防止プログラム

「モデルプログラム」の特徴

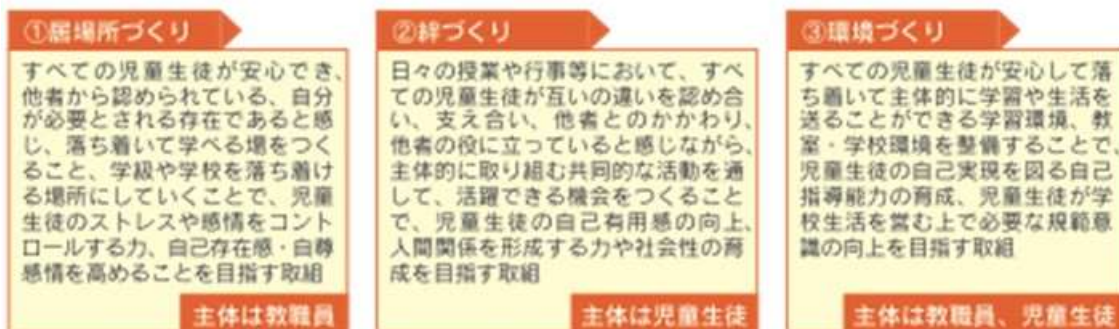
- ①いじめの未然防止を考える際の観点として「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」という3観点を設定するとともに、学校の教育活動を4項目に分類し、「3観点」「4項目」に応じた取組を掲載したこと。
- ②小学校、中学校及び高等学校それぞれに応じた取組を掲載したこと。
- ③いじめの未然防止の取組全体を俯瞰できるよう、取組の観点・項目間の関連や全体の構成を把握することができる「活動（例）のマトリクス」、年間の取組の位置付けが分かる「年間の取組計画（例）」を掲載したこと。
- ④活動の具体的な内容が分かる「活動例」「主な活動（概要）」を掲載したこと。

「モデルプログラム」の構成

- 第1部：平成26年度の指定校等の取組を踏まえ、学校種別に参考となる取組を掲載。
 第2部：平成27年度の指定校それぞれが実践している取組を掲載。
 青少年教育施設と連携した取組（社会教育と連携したプログラム）を掲載。
 第3部：いじめの未然防止、早期発見・早期対応に関する参考資料を掲載。



いじめを起さにくくする（未然防止）ためには、「自尊感情」「自己有用感」「規律」「学習意欲」を育むことが重要であることから、いじめの未然防止の活動を、次の3観点で分類しています。



いじめの未然防止に向けた組織的・計画的・継続的な活動を効果的に進めるため、「モデルプログラム」では、いじめの未然防止の活動を、学校の教育活動という点から、次の4項目で分類しています。

- ア 道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教科・領域の関連を図ったプログラム
- イ 子ども会議等の児童会・生徒会活動との関連を図ったプログラム
- ウ 社会教育（家庭や地域）と連携した体験活動との関連を図ったプログラム
- エ（その他）道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム

「モデルプログラム」では、いじめの未然防止の活動を「3観点」「4項目」で分類しています。ここでは、「活動例」「主な活動（概要）」に掲載されている活動名を次のとおり一覧にしました。詳細については、「モデルプログラム」の冊子又は北海道教育委員会の Web ページを御覧ください。

なお、活動名の後に記載した【 】は「モデルプログラム」の該当ページを示しています。

		ア 教科・領域の関連	イ 児童会・生徒会活動との関連	ウ 社会教育と連携した体験活動との関連	エ（その他）
小 学 校	居場所	○「話すこと・聞くこと」の指導の充実【p.13】 ○ユニバーサルデザインの視点の活用【p.14】 ○ピア・サポート授業【p.160】 ○「チャレンジター（放課後タイム）」の充実【p.170】	○教育相談の手法を取り入れた学級づくり【p.17】	○地域と触れ合う活動【p.22】 ○スクールカウンセラーなどとの交流機会の充実【p.23】	○道徳教育の充実【p.26】 ○「いのちの学習」の推進【p.162】 ○学級花壇【p.164】
	絆	○「なかよし集会」の指導の充実【p.15】 ○ふれあい集会【p.161】 ○「児童集会・委員会集会」の指導の充実～「交流を深めるんだから集会」～【p.165】 ○縦割り班活動【p.169】 ○小6中1交流会～総合的な学習の時間「12才のハローワーク」～【p.173】 ○「縦割り地区遊び」の充実【p.176】 ○「SGE：戦いを終えて」【p.178】	○〇〇町いじめゼロ集会への参加【p.18】 ○いいところ探プロジェクト【p.19】 ○いじめ防止に関する取組：児童会【p.163】 ○折り鶴集会【p.168】 ○異年齢活動の取組（縦割り活動）【p.171】 ○全校遊び【p.174】 ○いじめゼロ集会【p.179】	○いじめについて考える集会【p.24】 ○地域とふれあう活動（ハマナス大学との交流）【p.172】	○なくそうネットトラブル【p.27】
	環境	○話し合いのルールなどの掲示【p.16】	○いじめ防止の標語作成と掲示【p.20】 ○「はつと」を活用した教育相談活動【p.21】 ○地域の安全マップづくり【p.166】	○クリーン＆グリーン運動【p.25】 ○PTAによる交通安全標語づくり【p.167】 ○春・秋のグリーン作戦【p.175】	○いじめゼロの木【p.28】 ○それって入力して大丈夫？【p.29】 ○ありがとうボックス【p.177】
中 学 校	居場所	○振り返りの学習【p.30】 ○ユニバーサルデザインの視点の活用【p.31】	○教育相談の手法を取り入れた学級づくり【p.34】	○老人福祉施設の訪問【p.38】 ○歌でつながるプロジェクト【p.183】 ○国際交流会【p.192】	○地域と連携した情報モラル教育【p.42】 ○情報モラル教室【p.187】
	絆	○ようこそ中学校へ【p.32】 ○体育祭（縦割りチーム会議）【p.181】 ○百人一首大会（縦割りチーム会議）【p.182】 ○縦割りの体育祭活動【p.189】 ○ようこそ清水中学校へ～先輩から後輩へ「組み体操」の伝統を継承する合同練習～【p.196】 ○体育祭での団活動【p.197】 ○全校構成的グループエンカウンター～光中ゲーム～【p.198】	○全町いじめ根絶会議への参加【p.35】 ○朝の挨拶運動【p.36】 ○いじめ撲滅集会・ありがとうの木運動【p.185】 ○百人一首大会【p.186】 ○生徒会企画～体育大会に向けて～【p.191】 ○いじめ標語 & ポスター作成【p.193】	○防災マップのプレゼンテーション【p.39】	○なくそうネットトラブル【p.43】 ○毎月6の付く日は生徒会章の日【p.184】 ○全校集会【p.188】
	環境	○卒業式・入学式の準備【p.33】 ○命とからだの話・赤ちゃんふれあい教室【p.180】	○いじめ根絶宣言の掲示【p.37】 ○「誓い」の啓発【p.195】	○地域とともに行う環境づくり【p.40】 ○いじめイェローリボン運動【p.41】 ○食育指導【p.194】	○ネットいじめ防止の意識を高める環境づくり【p.44】 ○ネットモラル講習会【p.190】
高 等 学 校	居場所	○補足的な学習会の実施【p.45】 ○宿泊研修【p.217】	○教育相談の手法を取り入れた学級づくり【p.48】	○校外活動を通じた地域との交流①【p.52】 ○地域等の人材を活用した進路講話【p.53】 ○コミュニケーションスキルの向上【p.205】 ○アンテナショップの実施【p.210】	○性と生を考える【p.57】 ○薬物乱用防止教室【p.200】 ○性と生を考える【p.207】 ○ネットマナー教室【p.214】
	絆	○保育実習にかかわる取組【p.46】 ○農業体験を通じた幼児センター等との交流会等の実施【p.211】 ○宿泊研修・見学旅行に関わる取組【p.212】 ○宿泊研修【p.216】	○「どさんこ☆子ども全道サミット」等に関わる取組【p.49】 ○交通安全指導（挨拶運動）（春・秋）【p.199】 ○「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」にかかわる取組【p.206】 ○「いじめ根絶討論会」【p.208】 ○食の感謝祭【p.209】	○校外活動を通じた地域との交流②【p.54】 ○季節に合わせたボランティア活動【p.55】 ○学校説明会【p.201】	○情報モラルの向上【p.58】 ○コミュニケーションスキル・トレーニング【p.215】 ○デートDV防止講座【p.218】
	環境	○全校一斉清掃【p.47】 ○コミュニケーションスキルトレーニング【p.203】	○学習環境の整備【p.50】 ○「はつと」を活用した教育相談活動【p.51】 ○教育相談【p.204】	○地域文化展示コーナーの設置【p.56】 ○地域の行事への参加～さっぽろ雪祭りつどい会場ボランティア～【p.202】 ○北工フェスティバルの実施【p.213】	○いじめの未然防止に関する活動のシェアリング【p.59】